

## 海外からの一時帰国に伴う小・中学校への体験入学について

安来市教育委員会

海外に在住する児童・生徒が、本市に一時帰国した際、市内の小・中学校に通いたいと希望する場合には、滞在先の校区の小・中学校と日程等の条件が合えば、体験入学することができます。

なお、体験入学は正式な就学（受入れ）ではありませんので、学校の状況等によりお断りする場合があります。

### 1 体験入学対象者

滞在先が安来市内であり、体験入学期間中、滞在先に保護者又は責任を持てる親族と一緒に滞在していること。児童生徒本人が体験入学に対し前向きな気持ちがあること。

### 2 体験入学期間

保護者との協議の上、原則1日～1ヶ月以内で校長が決定します。  
行事、校外活動等は学校との相談のうえ認められた場合は参加できます。

### 3 体験入学の受入れ校及び受入れ学年

原則、滞在中の居住地の校区による指定小・中学校及び年齢相当の学年となります。ただし、日本語の習得状況などにより、下の学年の方が適当であると学校と保護者の間に同意があれば、この限りではありません。

### 4 教科書について

教科書の無償の配付はありません。お持ちのものがあればご持参ください。

### 5 学用品・教材費・給食費について

授業に必要な学用品、文具、上履き等、学校生活において必要なものは、必ず事前に学校に確認の上、保護者で用意してください。

給食費（希望される場合）、教材費等は全額保護者負担となります。

### 6 日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付制度」への加入について

体験入学期間中は、お子さまの学校生活全般及びその際に生じた事故やけが等について、保護者に全責任を持っていただきます。

学校登下校（通学路通行時に限る）時の怪我や学校内での事故による怪我を補償する保険「災害共済給付制度」があり、加入は任意となります。加入される場合は、学校にて手続きをお願いします。

## 7 その他受入条件及び注意事項

- (1) 安来市教育委員会の諸規則及び学校の校則を遵守し、指示に従ってください。
- (2) 授業は日本語で行われますので、お子さんが日本語で意思疎通ができるよう、ご家庭でも事前にご指導ください。
- (3) 保護者は、体験入学中の児童・生徒の状況を本人や学校からの情報により把握し、適切なフォローを行ってください。
- (4) 学校生活において、何らかの配慮を必要とする場合は、必ず事前に学校にその旨を申し出てください。
- (5) 体験入学中、学校生活に適應できない、またはクラス運営に支障が生じた場合は、期間中であっても体験入学をお断りする場合があります。
- (6) 児童・生徒及び保護者が学校の指示等に従わないときは、体験入学の許可を取消す場合があります。

## 8 体験入学開始までの流れについて

- (1) 体験入学を希望する方は、体験入学開始希望日の1か月前までを目安に下記の内容を記載し、安来市教育委員会学校教育課(gakkou@city.yasugi.shimane.jp)宛にメールを送信してください。
  - ① お子様の氏名(ふりがな)・性別
  - ② お子様の生年月日
  - ③ 保護者氏名・続柄・連絡先E-mailアドレス
  - ④ 体験入学を希望する理由
  - ⑤ 体験入学を希望する学校名・学年
  - ⑥ 在留国・都市・在籍校(海外現地校、日本人学校、日本語補習校等)
  - ⑦ 一時帰国中(体験入学実施時)の滞在先及び住所
  - ⑧ 一時帰国中の連絡先
  - ⑨ 入国予定日
  - ⑩ 体験入学希望期間
  - ⑪ 教科書の有無
  - ⑫ 給食の希望・食物アレルギーの有無
  - ⑬ 日本語の習得状況及びお子さまの母語
  - ⑭ 一時帰国中の住民票の転入手続の有無
- (2) いただいたメールの内容をもとに、教育委員会と学校とで受入れの可否について協議をします。
- (3) 協議の結果を教育委員会より保護者様宛にメールにてお知らせします。
- (4) 事前に受入校と持ち物や時程等に関する確認を行います。
- (5) 体験入学開始

安来市教育委員会 学校教育課 住所：島根県安来市安来町 878-2 (安来庁舎) TEL：0854-23-3180 FAX：0854-23-3167 E-mail：gakkou@city.yasugi.shimane.jp
--